令和８年１１月１０日
学校健康推進課
学　　務　　課

令和９年度以降の食品の放射性物質検査について

区では、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による食品の安全性及び健康への影響に関する区民の不安に対応するため、平成 24 年度より区独自に食品の放射性物質検査を実施してきた。

令和 5 年度には、これまで基準値を超える検体検出がないことや検査希望数の減少等を受け、食品の放射性物質検査の規模縮小および一部品目の実施を休止した。

令和 8 年度現在においてこれまでの 15 年間で基準値を超える検体検出がないこと、また、東京 23 区で検査を実施している自治体が世田谷区含め 2 自治体にまで減少したことを受け、令和 9 年度より食品の放射性物質検査を下記のとおり休止する。

１　各検査の現状及び９年度以降の方針

（１）食品の放射性物質区民検査（生活保健課）

	現行	令和９年度以降
検査枠	希望する区民と直接日程調整	休止

（２）区立・私立保育園給食および区立保育園給食食材検査（保育課）

	現行	令和９年度以降
調理済み給食	各園年２回実施（私立保育園は希望園のみ）	休止
単品検査（食材）	区立園全体で３３検体/年を実施（年４回）	休止
米	各園年１回実施（私立保育園は希望園のみ）	休止

（３）区立幼稚園・学校給食および給食食材検査（学校健康推進課）

	現行	令和９年度以降
調理済み給食（学校）	各施設年１回	休止
調理済み給食（幼稚園）	各施設年２回	休止
米	各施設年１回	休止
単品検査（食材）	２４検体/年 ４検体×６回	休止

（４）川場移動教室検査（学務課）

	現行	令和９年度以降
川場調理済み食事	年２回（計１２食）	休止
川場単品検査	年２回（計３１検体）	休止

２　休止理由

・区独自の検査を開始してからの 15 年間で基準値を超える検体検出がない。
・消費者庁が全国 １３地域で実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性物質の測定を実施している（年２回）。
・調理済み給食の検査は、希釈されるため、特定食材のごく低レベル汚染は見えにくい。
・東京都でも都内流通食品を購入し、食品中の放射性物質の測定を実施している（毎週）。
・川場村の現地学校（川場学園）、移動教室で利用する現地宿泊施設においても、食事の放射性物質検査を実施していない。

３　今後の検査体制について

健康危機発生時などに検査を速やかに再開することに備え、以下のとおり、機器と検査技術の維持を生活保健課において引き続き行う。

（１）測定機器について

区購入機器２台のうち１台について、常に使用できる状況を維持するために保守点検を年に１度実施し、検出器が劣化した際は交換を実施する。また、定期的に、水道水の測定を実施し、機器が稼動することを確認する。

（２）検査技術について

上記の定期的な水道水の測定に加え、年に１度、食品を用いた検査研修を職員に対して実施し、検査技術を維持する。

４　変更時期

令和９年４月１日

５　その他

（１）今後、放射性物質による食品の安全性及び健康への影響に関する事象が発生した場合は、放射線等対策本部で決定の上、検査を再開する。
（２）区ホームページ等でも変更前に休止する旨、周知する。